

令和 5 年度公共事業再評価調書の 要旨（案）

- ・ 主要地方道築館登米線（仮称）栗原 IC 整備事業
- ・ 主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
- ・ 主要地方道気仙沼唐桑線 化粧坂道路改良事業
- ・ 一般県道河南南郷線 軽井沢道路改良事業
- ・ 川内沢ダム建設事業
- ・ 宮城野原広域防災拠点整備事業

1 趣 旨	1
2 公共事業再評価について	1
(1) 公共事業再評価を行う目的	1
(2) 公共事業再評価の対象	1
(3) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
(4) 公共事業再評価の流れ	2
3 公共事業再評価調書の概要	3～4

令和5年度公共事業再評価調書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第5条第2項に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した公共事業再評価調書（県の評価原案）の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業 （未着工）
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に完了が見込まれない事業 （未完了）
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に、用地買収もしくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業 （再々評価）
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。） （未着手）
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 （その他）

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

(4) 公共事業再評価の流れ

①公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1、2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

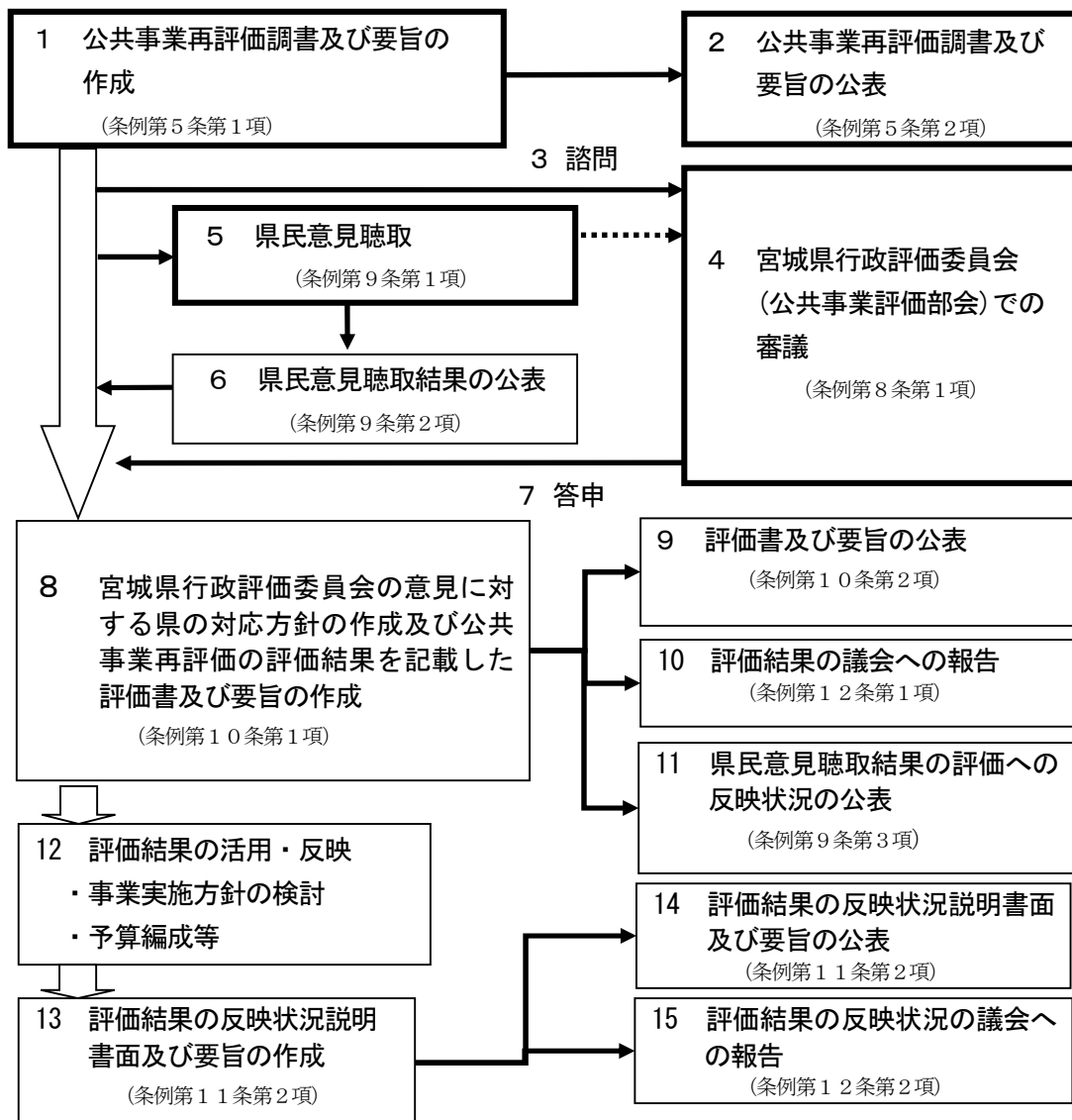
③県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



3 公共事業再評価調査の概要

番号	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	再評価対象区分	対応方針(案)	備考
1	主要地方道築館登米線 (仮称)栗原IC整備事業	栗原市	H30	R11	<p>主要地方道築館登米線(仮称)栗原ICは、栗原市築館萩沢地内において復興支援道路であるみやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を直結するインターチェンジである。</p> <p>インターチェンジの整備により、みやぎ県北高速幹線道路の整備効果が最大限発揮され、太平洋沿岸部のリダンダンシーを確保し、平時・災害時を問わない信頼性の高い広域道路ネットワークの構築を図るものである。</p> <p>道路延長 L=2.2km 道路幅員 W=7.0m(1方向1車線) W=14.5m(2方向2車線)</p>	98.0	20.5	未完了 (個別補助事業)	事業継続	土木部 道路課
2	主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業	角田市	H12	R6	<p>主要地方道丸森柴田線は、丸森町の国道113号分岐を起点とし、柴田町の国道4号と接続する、延長約2.4kmの仙南圏域を南北に連絡する幹線道路である。</p> <p>当該工区は、一級河川阿武隈川の右岸側堤防と兼用堤となっている区間であり、幅員狭隘で曲折が多く、また、歩道が整備されておらず歩行者の通行が危険な状況となっていることから、バイパスによる線形改良により円滑で安全な交通の確保を図るものである。</p> <p>道路延長 L=1.76km 道路幅員 W=6.5(10.5)m</p>	27.4	85.8	再々評価 (H21)	事業継続	土木部 道路課
3	主要地方道気仙沼唐桑線 化粧坂道路改良事業	気仙沼市	H26	R7	<p>主要地方道気仙沼唐桑線は、気仙沼市松崎馬場の国道45号との交差点から、中心市街地を経由し、同市唐桑町崎浜に至る幹線道路で、第一次緊急輸送道路として防災上重要な役割を果たす路線である。</p> <p>当該箇所は、急勾配、急カーブが続き、大型車のすれ違い等が困難であることや、現道に隣接した急傾斜地の崩壊による通行止めの危険性があるため、バイパスによる線形改良により、安全で円滑な交通の確保を図るものである。</p> <p>道路延長 L=0.46km 道路幅員 W=6.5(20.0)m</p>	36.9	72.6	未完了	事業継続	土木部 道路課

番号	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	再評価対象区分	対応方針(案)	備考
4	一般県道河南南郷線 軽井沢道路改良事業	美里町 石巻市	H26	R10	<p>一般県道河南南郷線は、石巻市広淵を起点とし遠田郡美里町に至る9.4kmの幹線路線であり、石巻圏域と大崎圏域を東西に結び、交通・物流の強化・拡大を図る上でも重要な路線となっている。</p> <p>当該工区の現道区間は、幅員狭隘で急カーブ、急勾配が続く線形不良区間であり、大型車のすれ違いが困難となっていることから、幅員狭隘かつ線形不良箇所を解消するため、道路改良を実施するものである。</p> <p>道路延長 L=1.3km 道路幅員 W=6.0(10.5)m</p>	15.3	7.8	未完了	事業継続	土木部 道路課
5	川内沢ダム建設事業	名取市	H9	R8	<p>名取市内と岩沼市内を流下する一級河川名取川水系川内沢川に、同河川の治水事業の一環として治水ダムを建設し、沿川の洪水を防御するとともに、既得取水の安定化と河川環境の保全を図るものである。</p> <p>重力式コンクリートダム ダム高H=39.7m 堤体積V=54,000 m³</p>	182.0	49.3	その他(R3)	事業継続	土木部 河川課
6	宮城野原広域防災拠点整備事業	仙台市	H26	R14	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時には、他県からの広域支援部隊のベースキャンプや支援物資の流通配給基地、傷病者の域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、都市公園事業により宮城野原公園を拡張し、県内をカバーする広域防災拠点を整備するものである。</p> <p>整備面積：約17.5ha 整備内容：防災センター（管理棟）、ヘリポート、芝生広場、グラウンド、駐車場等</p>	422.0	51.7	未完了	事業継続	土木部 都市計画課